

市第65号議案

横浜市寿町健康福祉交流センター条例の一部改正

横浜市寿町健康福祉交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市寿町健康福祉交流センター条例の一部を改正する
条例

横浜市寿町健康福祉交流センター条例（平成29年10月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号アただし書中「1.08」を「1.1」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市寿町健康福祉交流センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

横浜市寿町健康福祉交流センターの診療所及び精神科デイ・ケア施設の利用料金について消費税及び地方消費税相当分を改定するため、横浜市寿町健康福祉交流センター条例の一部を改正したいので

提案する。

参 考

横浜市寿町健康福祉交流センター条例（抜粋）

$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現 行} \end{array} \right)$

（利用料金）

第13条 利用者は、指定管理者に対し、次に掲げる額のその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

(1) 診療所及び精神科デイ・ケア施設を利用する場合は、次に掲げる額を合算して得た額

ア 診療を受ける場合は、次に掲げる額。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されない一般診療以外の一般診療を受けるときは、当該算定した額に $\frac{1.1}{1.08}$ を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

（ア）、(イ)、イ、ウ及び第2号省略）